

実用新案法

1961.12.31 法律第 952 号	1997.04.10 法律第 5330 号	2009.01.30 法律第 9371 号
1963.03.05 法律第 1294 号	1998.09.23 法律第 5577 号	2011.03.30 法律第 10502 号
1973.02.08 法律第 2508 号	[全文改正]	2011.12.02 法律第 11114 号
1973.12.31 法律第 2661 号	2001.02.03 法律第 6412 号	一部改正 2013.03.22 法律第 11653 号
1980.12.31 法律第 3328 号	2002.12.11 法律第 6766 号	他法改正 2013.03.23 法律第 11690 号
1982.11.29 法律第 3567 号	2004.12.31 法律第 7289 号	他法改正 2013.05.28 法律第 11848 号
1986.12.31 法律第 3893 号	2005.05.31 法律第 7555 号	他法改正 2013.07.30 法律第 11962 号
1990.01.13 法律第 4209 号	2006.03.03 法律第 7872 号	一部改正 2014.06.11 法律第 12752 号
[全文改正]	[全文改正]	一部改正 2015.01.28 法律第 13088 号
1993.12.10 法律第 4596 号	2007.01.03 法律第 8193 号	一部改正 2016.02.29 法律第 14034 号
1995.01.05 法律第 4893 号	2008.02.29 法律第 8852 号	他法改正 2016.03.29 法律第 14112 号
1995.12.29 法律第 5081 号	2008.12.26 法律第 9234 号	一部改正 2017.03.21 法律第 14690 号

第 1 章 総則

第 1 条(目的) この法律は、実用的な考案を保護・奨励し、その利用を図ることにより、技術の発展を促進して産業の発展に寄与することを目的とする。

第 2 条(定義) この法律で使用する用語の意味は次のとおりである。

1. “考案”とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。
2. “登録実用新案”とは、実用新案登録を受けた考案をいう。
3. “実施”とは、考案に関する物品を生産・使用・譲渡・貸与又は輸入、又はその物品の譲渡又は貸与の申出(譲渡又は貸与のための展示を含む。以下同じ)をする行為をいう。

第 3 条(「特許法」の準用) 実用新案に関しては、「特許法」第 3 条から第 7 条まで、第 7 条の 2、第 8 条から第 25 条まで、第 28 条、第 28 条の 2 から第 28 条の 5 までの規定を準用する。

第 2 章 実用新案登録要件及び実用新案登録出願

第 4 条(実用新案登録の要件) ①産業上、利用することができる物品の形状・構造又は組合せに関する考案として、次の各号のいずれかに該当するものを除いては、その考案に対し実用新案登録を受けることができる。

1. 実用新案登録出願前に国内又は国外で公知する、又は公然に実施された考案
2. 実用新案登録出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載される、又は電気通信回線を介して公衆が利用することができる考案

②実用新案登録出願前にその考案が属する技術分野で通常の知識を有する者が第1項各号のいずれかに該当する考案によって極めて容易に考案することができるならば、その考案に対しては、第1項にかかわらず実用新案登録を受けることができない。

③実用新案登録出願した考案が次の各号の要件をすべて備えた他の実用新案登録出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された考案と同一である場合に、その考案は第1項の規定にかかわらず実用新案登録を受けることができない。ただし、その実用新案登録出願の考案者と他の実用新案登録出願の考案者が同じ、又はその実用新案登録出願を出願した時の出願人と他の実用新案登録出願の出願人が同じである場合には、この限りでない。

1. その実用新案登録出願日前に出願された実用新案登録出願であること
2. その実用新案登録出願後、第15条により準用される「特許法」第64条により出願公開される、又は同法第21条第3項により登録公告された実用新案登録出願であること

④実用新案登録出願した考案が次の各号の要件をすべて備えた特許出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明と同一である場合に、その考案は第1項にかかわらず実用新案登録を受けることができない。ただし、その実用新案登録出願の考案者と特許出願の発明者が同じ、又はその実用新案登録出願を出願した時の出願人と特許出願の出願人が同じである場合には、この限りでない。

1. その実用新案登録出願日前に出願された特許出願であること
2. その実用新案登録出願後、「特許法」第64条により出願公開される、又は同法第87条第3項により登録公告された特許出願であること

⑤第3項を適用するとき、他の実用新案登録出願が第34条第2項による国際実用新案登録出願(第40条第4項により実用新案登録出願とみなす国際出願を含む。)である場合、第3項本文中“出願書に最初に添付された明細書又は図面”は、“国際出願日までに提出した考案の説明、請求範囲又は図面”と、同項第2号中“出願公開”は、“出願公開又は「特許協力条約」第21条により国際公開”とみなす。

⑥第4項を適用するとき特許出願が「特許法」第199条第2項による国際特許出願(同法第214条第4項により特許出願とみなす国際出願を含む。)である場合、第4項本文中“出願書に最初に添付された明細書又は図面”は“国際出願日までに提出した発明の説明、請求範囲又は図面”に、同項第2号中“出願公開されたり、同法”は、“出願公開又は「特許協力条約」第21条により国際公開されたり「特許法」”とみなす。

⑦第3項又は第4項を適用するとき、第35条第4項により取り下げたものとみなす国際実用新案登録出願又は「特許法」第201条第4項により取り下げたものとみなす国際特許出願は、他の実用新案登録出願又は特許出願とみなさない。

第5条 削除

第6条(実用新案登録を受けることができない考案) 次の各号のいずれかに該当する考案に対しては、第4条第1項にかかわらず実用新案登録を受けることができない。

1. 国旗又は勲章と同一、又は類似した考案
2. 公共の秩序又は善良な風俗にはずれる、又は公衆の衛生を害するおそれがある考案

第7条(先願) ①同一の考案に対し、別の日に二つ以上の実用新案登録出願がある場合には、まず実用新案登録出

願した者だけが、その考案に対し実用新案登録を受けることができる。

②同一な考案に対し、同日に二つ以上の実用新案登録出願がある場合には、実用新案登録出願人の間で協議して定めた一人の実用新案登録出願人のみがその考案に対し、実用新案登録を受けることができる。ただし、協議が成立しない、又は協議をすることができない場合には、どの実用新案登録出願人もその考案に対し実用新案登録を受けることができない。

③実用新案登録出願された考案と特許出願された発明が同一である場合、その実用新案登録出願と特許出願が別の日に出願されたものであれば第1項を準用し、その実用新案登録出願と特許出願が同日に出願されたものであれば第2項を準用する。

④実用新案登録出願又は特許出願が次の各号のいずれかに該当する場合は、その実用新案登録出願又は特許出願は、第1項から第3項までの規定を適用するときには、初めからなかったものとみなす。ただし、第2項ただし書(第3項により準用される場合を含む。)に該当し、その実用新案登録出願又は特許出願に対して拒絶決定もしくは拒絶するという趣旨の審決が確定された場合には、この限りでない。

1. 放棄、無効又は取り下げられた場合、
2. 拒絶決定もしくは拒絶するという趣旨の審決が確定された場合

⑤考案者又は発明者でない者で、実用新案登録を受けることができる権利又は特許を受けることができる権利の承継人でない者がなされた実用新案登録出願又は特許出願は、第1項から第3項までの規定を適用するときには、初めからなかったものとみなす。

⑥特許庁長は、第2項の場合に実用新案登録出願人に期間を定めて協議の結果を申告することを命じ、その期間に申告がなければ、第2項による協議は成立しなかったものとみなす。

第8条(実用新案登録出願) ①実用新案登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記した実用新案登録出願書の特許庁長に提出しなければならない。

1. 実用新案登録出願人の氏名及び住所(法人である場合にはその名称及び営業所の所在地)
2. 実用新案登録出願人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所もしくは営業所の所在地[代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名]
3. 考案の名称
4. 考案者の氏名及び住所

②第1項による実用新案登録出願書には、考案の説明、請求範囲を記した明細書と図面及び要約書を添付しなければならない。

③第2項による考案の説明は、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

1. その考案が属する技術分野で通常の知識を有した人がその考案を容易に実施できるように明確かつ詳細に記すこと
2. その考案の背景となる技術を記すこと

④第2項による請求範囲には、保護を受けようとする事項を記した項(以下“請求項”という。)が1つ以上なければならず、その請求項は次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

1. 考案の説明により裏付けられること
2. 考案が明確かつ簡潔に記されていること

⑤ 削除

⑥第2項による請求範囲には、保護を受けようとする事項を明確にできるように考案を特定するのに必要であると認められる形状・構造又はこれらの結合関係等を記さなければならない。

⑦ 削除

⑧第2項による請求範囲の記載方法に関して必要な事項は、大統領令で定める。

⑨第2項による考案の説明、図面及び要約書の記載方法等に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第8条の2(実用新案登録出願日等) ①実用新案登録出願日は、明細書及び図面を添付した実用新案登録出願書が特許庁長に到達した日とする。この場合、明細書に請求範囲は記さないこともできるが、考案の説明は記さなければならない。

②実用新案登録出願人は、第1項後段によって実用新案登録出願書に最初に添付した明細書に請求範囲を記さなかった場合には、第15条により準用される「特許法」第64条第1項各号の区分による日から1年2ヶ月になる日まで明細書に請求範囲を記す補正をしなければならない。ただし、本文による期限以前に第15条により準用される「特許法」第60条第3項による出願審査請求の趣旨が通知された場合には、その通知を受けた日から3ヶ月になる日、又は第15条により準用される「特許法」第64条第1項各号の区分による日から1年2ヶ月になる日のうち、早い日まで補正をしなければならない。

③実用新案登録出願人が第2項による補正をしなかった場合には、第2項による期限となる日の次の日に該当の実用新案登録出願を取り下げたものとみなす。

第8条の3(外国語実用新案登録出願等) ①実用新案登録出願人が明細書及び図面(図面中の説明部分に限定する。以下第2項及び第5項において同じ)を韓国語ではない産業通商資源部令で定める言語で記すという趣旨を実用新案登録出願をするときに実用新案登録出願書に記した場合には、その言語で記すことができる。

②実用新案登録出願人が実用新案登録出願書に最初に添付した明細書及び図面を第1項による言語で記した実用新案登録出願(以下“外国語実用新案登録出願”という。)をした場合には、第15条により準用される「特許法」第64条第1項各号の区分による日から1年2ヶ月になる日までにその明細書及び図面の韓国語翻訳文を産業通商資源部令で定める方法により提出しなければならない。ただし、本文による期限以前に第15条により準用される「特許法」第60条第3項による出願審査請求の趣旨が通知された場合には、その通知を受けた日から3ヶ月になる日又は第15条により準用される「特許法」第64条第1項各号の区分による日から1年2ヶ月になる日のうち、早い日までに提出しなければならない。

③第2項により韓国語翻訳文を提出した実用新案登録出願人は第2項による期限以前にその韓国語翻訳文に代わる新たな韓国語翻訳文を提出することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

1. 明細書又は図面を補正(第5項により補正したものとみなす場合を除く)した場合
2. 実用新案登録出願人が出願審査の請求をした場合、

④実用新案登録出願人が第2項による明細書の韓国語翻訳文を提出しなかった場合には、第2項による期限となる日の翌日に該当実用新案登録出願を取り下げたものとみなす。

⑤実用新案登録出願人が第2項による韓国語翻訳文又は第3項本文による新たな韓国語翻訳文を提出した場合には、外国語実用新案登録出願の実用新案登録出願書に最初に添付した明細書又は図面をその韓国語翻訳文によって補正したものとみなす。ただし、第3項本文により新たな韓国語翻訳文を提出した場合には、最後の韓国語翻訳文(以下この条において“最終韓国語翻訳文”という。)の前に提出した韓国語翻訳文によって補正したものとみなす全て

の補正は最初からなかったものみなす。

⑥実用新案登録出願人は、第 11 条により準用される「特許法」第 47 条第 1 項により補正をすることができる期間に最終韓国語翻訳文の誤った翻訳を産業通商資源部令で定める方法により訂正することができる。この場合、訂正された韓国語翻訳文に関しては、第 5 項を適用しない。

⑦第 11 条により準用される「特許法」第 47 条第 1 項第 1 号又は第 2 号による期間に訂正をする場合には、最後の訂正前にした全ての訂正は最初からなかったものと見る。

第 9 条(一つの実用新案登録出願の範囲) ①実用新案登録出願は、一つの考案ごとに一つの実用新案登録出願という。ただし、一つの総括的考案の概念を形成する一群の考案に対し一つの実用新案登録出願とすることができる。②第 1 項ただし書により一群の考案に対し一つの実用新案登録出願とすることができる要件は、大統領令で定める。

第 10 条(変更出願) ①特許出願人は、その特許出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された事項の範囲でその特許出願を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

1. その特許出願に関して最初の拒絶決定謄本の送達を受けた日から 30 日(「特許法」第 15 条第 1 項により同法第 132 条の 17 による期間が延長された場合には、その延長された期間をいう。)が過ぎた場合

2. その特許出願が「特許法」第 42 条の 3 第 2 項による外国語特許出願の場合であって、変更し出願するときに同項による韓国語翻訳文が提出されなかった場合

②第 1 項により変更された実用新案登録出願(以下“変更出願”という。)がある場合に、その変更出願は特許出願をしたときに実用新案登録出願をしたものとみなす。ただし、その変更出願が次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

1. 第 4 条第 3 項による他の実用新案登録出願又は「特許法」第 29 条第 4 項による実用新案登録出願に該当してこの法律第 4 条第 3 項又は「特許法」第 29 条第 4 項を適用する場合

2. 第 11 条により準用される「特許法」第 30 条第 2 項を適用する場合

3. 第 11 条により準用される「特許法」第 54 条第 3 項を適用する場合

4. 第 11 条により準用される「特許法」第 55 条第 2 項を適用する場合

③第 1 項により変更出願をしようとする者は変更出願をするとき、実用新案登録出願書にその趣旨及び変更出願の基礎となった特許出願の表示をしなければならない。

④変更出願がある場合には、その特許出願は取り下げられたものとみなす。

⑤ 削除

⑥変更出願の場合に「特許法」第 54 条による優先権を主張する者は、同条第 4 項による書類を、同条第 5 条による期間を経過した後にも変更出願をした日から 3 カ月以内に特許庁長に提出することができる。

⑦実用新案登録出願人は、変更出願が外国語実用新案登録出願である場合には、第 8 条の 3 第 2 項による韓国語翻訳文又は同条第 3 項本文による新たな韓国語翻訳文を同条第 2 項による期限が過ぎた後にも変更出願をした日から 30 日になる日まで提出することができる。ただし、第 8 条の 3 第 3 項各号のいずれかに該当する場合には、新たな韓国語翻訳文を提出することができない。

⑧実用新案登録出願人は、実用新案登録出願書に最初に添付した明細書に請求範囲を記さなかった変更出願の場合、第 8 条の 2 第 2 項による期限が過ぎた後にも、変更出願をした日から 30 日になる日まで明細書に請求範囲を記

す補正をすることができる。

第 11 条(「特許法」の準用) 実用新案登録要件及び実用新案登録出願に関しては、「特許法」第 30 条、第 33 条から第 35 条まで、第 37 条、第 38 条、第 41 条、第 43 条、第 44 条、第 46 条、第 47 条、第 51 条、第 52 条及び第 54 条から第 56 条までの規定を準用する。

第 3 章 審査

第 12 条(実用新案登録出願審査の請求) ①実用新案登録出願に対し審査請求があるときにのみ、これを審査する。

②誰もが実用新案登録出願に対し実用新案登録出願日から 3 年以内に特許庁長に出願審査の請求をすることができる。ただし、実用新案登録出願人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、出願審査の請求をすることができない。

1. 明細書に請求範囲を記さなかった場合
 2. 第 8 条の 3 第 2 項による韓国語翻訳文を提出しなかった場合(外国語実用新案登録出願の場合に限る。)
- ③次の各号のいずれかに該当する実用新案登録出願に関しては、第 2 項による期間が過ぎた後にも、次の各号の区分による期間以内に出願審査の請求をすることができる。
1. 変更出願: 変更出願をした日から 30 日
 2. 第 11 条により準用される「特許法」第 34 条及び第 35 条による正当な権利者の実用新案登録出願: 正当な権利者が実用新案登録出願をした日から 30 日
 3. 第 11 条により準用される「特許法」第 52 条第 2 項による分割出願: 分割出願をした日から 30 日
- ④出願審査の請求は、取り下げることができない。
- ⑤第 2 項又は第 3 項により出願審査の請求をすることができる期間に出願審査の請求がなければ、その実用新案登録出願は取り下げたものとみなす。

第 13 条(実用新案登録拒絶決定) 第 15 条により準用される「特許法」第 57 条第 1 項による審査官(以下“審査官”という。)は、実用新案登録出願が次の各号のいずれかの拒絶理由(以下“拒絶理由”という。))に該当する場合には、実用新案登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第 4 条、第 6 条、第 7 条第 1 項から第 3 項まで、第 3 条により準用される「特許法」第 25 条又はこの法律第 11 条により準用される「特許法」第 44 条により実用新案登録を受けることができない場合
2. 第 11 条により準用される「特許法」第 33 条第 1 項本文による実用新案登録を受けられる権利を持っていないか又は同項ただし書により実用新案登録を受けることができない場合
3. 条約に違反した場合
4. 第 8 条第 3 項・第 4 項・第 8 項又は第 9 条による要件を備えなかった場合、
5. 第 10 条第 1 項による範囲から外れた変更出願である場合
6. 第 11 条により準用される「特許法」第 47 条第 2 項による範囲から外れた補正である場合、
7. 第 11 条により準用される「特許法」第 52 条第 1 項による範囲から外れた分割出願である場合

第 14 条(拒絶理由通知) ①審査官は、次の各号のいずれか一つに該当する場合、実用新案登録出願人に拒絶理由を通知し、期間を定めて意見書を提出できる機会を与えなければならない。ただし第 11 条により準用される「特許法」

第 51 条第 1 項により却下決定をしようとする場合には、この限りでない。

1. 第 13 条により実用新案登録拒絶決定をしようとする場合

2. 第 15 条により準用される「特許法」第 66 条の 3 による職権再審査をして取り消された実用新案登録決定前に既に通知した拒絶理由で実用新案登録拒絶決定をしようとする場合

②審査官は、請求範囲に二つ以上の請求項がある実用新案登録出願に対して第 1 項本文によって拒絶理由を通知するときには、その通知書に拒絶される請求項を明確にし、その請求項に関する拒絶理由を具体的に記載しなければならない。

第 15 条(「特許法」の準用) 実用新案登録出願の審査・決定に関しては「特許法」第 57 条、第 58 条、第 58 条の 2、第 60 条、第 61 条、第 63 条の 2、第 63 条の 3、第 64 条から第 66 条まで、第 66 条の 2、第 66 条の 3、第 67 条、第 67 条の 2、第 67 条の 3、第 68 条及び第 78 条の規定を準用する。

第 4 章 登録料及び実用新案登録

第 16 条(登録料) ①第 21 条第 1 項による実用新案権の設定登録を受けようとする者は、設定登録を受けようとする日(以下“設定登録日”という。)から、3 年分の登録料を支払わなければならない。実用新案権者は、その翌年からの登録料を該当権利の設定登録日に該当する日を基準に毎年 1 年分ずつ支払わなければならない。

②第 1 項にかかわらず実用新案権者は、その翌年からの登録料はその納付年度順に応じて数年分又はすべての年度分を共に支払うことができる。

③第 1 項及び第 2 項による登録料、その納付方法及び納付期間、その他に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 17 条(手数料) ①実用新案登録に関する手続を踏む者は、手数料を支払わなければならない。

②実用新案登録出願人でない者が出願審査の請求をした後、その実用新案登録出願書に添付した明細書を補正し請求範囲に記した請求項の数が増加した場合には、その増加した請求項に関して支払うべき審査請求料は、実用新案登録出願人が支払わなければならない。

③第 1 項による手数料、その納付方法及び納付期間、その他に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 18 条 削除

第 19 条 削除

第 20 条(「特許法」の準用) 登録料及び実用新案登録に関しては「特許法」第 80 条、第 81 条、第 81 条の 2、第 81 条の 3 及び第 83 条から第 86 条までの規定を準用する。

第 5 章 実用新案権

第 21 条(実用新案権の設定登録及び登録公告) ①実用新案権は、設定登録により発生する。

②特許庁長は、次の各号のいずれかに該当するときには、実用新案権を設定するための登録をしなければならない。

1. 第 16 条第 1 項による登録料を支払ったとき
2. 第 20 条により準用される「特許法」第 81 条第 1 項により登録料を追加で支払ったとき
3. 第 20 条により準用される「特許法」第 81 条の 2 第 2 項により登録料を補填したとき
4. 第 20 条により準用される「特許法」第 81 条の 3 第 1 項により登録料を支払ったか保全したとき
5. 第 20 条により準用される「特許法」第 83 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項によりその登録料が免除されたとき

③特許庁長は第 2 項により登録した場合には、**次の各号の事項**を実用新案公報に掲載し登録公告をしなければならない。

1. 実用新案権者の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地をいう)
2. 実用新案登録出願番号及び出願年月日
3. 考案者の氏名及び住所
4. 実用新案登録出願書に添付された要約書
5. 実用新案登録番号及び設定登録年月日
6. 登録公告年月日
7. 第 14 条第 1 項各号以外の部分本文により通知した拒絶理由に先行技術に関する情報(先行技術が記されている刊行物の名称とその他先行技術に関する情報の所在地をいう)が含まれた場合、その情報
8. その他大統領令で定める事項

④第 3 項にかかわらず特許庁長は第 11 条により準用される「特許法」第 41 条第 1 項により秘密扱いが必要な登録実用新案に対しては、その考案の秘密扱いが解除されるまで、その実用新案登録の登録公告を保留しなければならない、その考案の秘密扱いが解除された場合には遅滞なく登録公告をしなければならない。

⑤削除

第 22 条(実用新案権の存続期間) ①実用新案権の存続期間は第 21 条第 1 項により実用新案権を設定登録した日から実用新案登録出願日後、10 年になる日までとする。

②正当な権利者の実用新案登録出願が第 11 条により準用される「特許法」第 34 条又は第 35 条により実用新案登録された場合には第 1 項の実用新案権の存続期間は無権利者の実用新案登録出願日の次の日から起算する。

第 22 条の 2(登録遅延による実用新案権の存続期間の延長) ①実用新案登録出願に対し実用新案登録出願日から 4 年又は出願審査の請求日から 3 年のうちの遅い日より遅延され実用新案権の設定登録がなされる場合には第 22 条第 1 項にかかわらず、その遅延された期間分、該当実用新案権の存続期間を延長することができる。

②第 1 項の規定を適用するにおいて、出願人により遅延された期間は第 1 項による実用新案権の存続期間の延長から除外される。ただし、出願人により遅延された期間が重なる場合には、実用新案権の存続期間の延長から除外される期間は、出願人により実際に遅延された期間を超過してはならない。

③第 2 項にて“出願人により遅延された期間”に関する事項は、大統領令で定める。

④第 1 項により実用新案登録出願日から 4 年を起算するときには第 10 条第 2 項、第 34 条第 1 項、第 40 条第 4 項及び第 11 条により準用される「特許法」第 34 条・第 35 条・第 52 条第 2 項にかかわらず次の各号に該当する日を実用新案登録出願日とみなす。

1. 第 10 条による変更出願の場合には変更出願をした日
2. 第 11 条により準用される「特許法」第 34 条又は第 35 条による正当な権利者の実用新案登録出願の場合には正当な権利者が出願をした日
3. 第 11 条により準用される「特許法」第 52 条による分割出願の場合には、分割出願をした日
4. 第 34 条第 1 項により実用新案登録出願とみなす国際出願の場合には第 41 条により準用される「特許法」第 203 条第 1 項各号の事項を記載した書面を提出した日
5. 第 40 条により実用新案登録出願とみなす国際出願の場合には国際出願の出願人が第 40 条第 1 項により決定を申請した日
6. 第 1 号から第 5 号までの規定のうち該当しない実用新案登録出願に対しては、その実用新案登録出願日

第 22 条の 3(登録遅延による実用新案権の存続期間の延長登録出願) ①第 22 条の 2 により実用新案権の存続期間の延長登録出願をしようとする者(以下この条及び第 22 条の 4 で“延長登録出願人”という。)は、次の各号の事項を記した実用新案権の存続期間の延長登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。

1. 延長登録出願人の氏名及び住所(法人の場合には、その名称及び営業所の所在地)
 2. 延長登録出願人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)
 3. 延長対象の実用新案権の登録番号
 4. 延長申請の期間
 5. 産業通商資源部令が定める延長理由(これを証明することができる資料を添付しなければならない)
- ②第 1 項による実用新案権の存続期間の延長登録出願は実用新案権の設定登録日から 3 ヶ月以内に提出しなければならない。
- ③実用新案権が共有である場合には共有者全員が共同で実用新案権の存続期間の延長登録出願をしなければならない。
- ④延長登録出願人は審査官が実用新案権の存続期間の延長登録の可否決定前まで延長登録出願書に記載された事項のうち第 1 項第 4 号及び第 5 号の事項に対し、補正することができる。ただし、第 22 条の 6 により準用される拒絶理由通知を受けた後には該当拒絶理由通知による意見書提出期間にのみ補正することができる。

第 22 条の 4(登録遅延による実用新案権の存続期間の延長登録拒絶決定) 審査官は実用新案権の存続期間の延長登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合には、その出願に対し延長登録拒絶決定をしなければならない。

1. 延長申請の期間が第 22 条の 2 により認められる延長の期間を超過した場合
2. 延長登録出願人が該当実用新案権者でない場合
3. 第 22 条の 3 第 3 項に違反して延長登録出願をした場合

第 22 条の 5(登録遅延による実用新案権の存続期間の延長登録の決定等) ①審査官は実用新案権の存続期間の延長登録出願に対し、第 22 条の 4 各号のいずれかに該当する事由を発見することができない場合には延長登録決定をしなければならない。

②特許庁長は第 1 項の延長登録決定があれば、実用新案権の存続期間の延長を実用新案登録原簿に登録しなければならない。

③第2項による登録があれば次の各号の事項を実用新案公報に掲載しなければならない。

1. 実用新案権者の氏名及び住所(法人である場合にはその名称及び営業所の所在地)
2. 実用新案権の登録番号
3. 延長登録の年月日
4. 延長期間

第22条の6(準用規定) 実用新案権の存続期間の延長登録出願の審査に関しては第14条「特許法」第57条第1項・第67条・第148条第1号から第5号まで及び同条第7号を準用する。

第23条(実用新案権の効力) 実用新案権者は業として登録実用新案を実施する権利を独占する。ただし、その実用新案権に関して第28条により準用される「特許法」第100条第1項により専用実施権を設定したときには同条第2項により専用実施権者がその登録実用新案を実施する権利を独占する範囲では、この限りでない。

第24条(実用新案権の効力が及ばない範囲) 実用新案権の効力は次の各号のいずれかに該当する事項には及ばない。

1. 研究又は試験をするための登録実用新案の実施
2. 韓国内を通過するに過ぎない船舶・航空機・車両又はこれらに使用される機械・器具・装置、その他の物
3. 実用新案登録出願時から韓国内にある物

第25条(他人の登録実用新案等との関係) 実用新案権者・専用実施権者又は通常実施権者は登録実用新案が、その登録実用新案の実用新案登録出願日前に出願された他人の登録実用新案・特許発明又は登録デザインやそのデザインと類似したデザインを使用、又は実用新案権が、その登録実用新案の実用新案登録出願日前に出願された他人のデザイン権又は商標権と抵触される場合には、その実用新案権者・特許権者・デザイン権者又は商標権者の許諾を受けずには自己の登録実用新案を業として実施することができない。

第26条(無効審判請求登録前の実施による通常実施権) ①次の各号のいずれかに該当する者が実用新案登録又は特許に対する無効審判請求の登録前に自己の登録実用新案又は特許発明が無効事由に該当されることを知らずに韓国内でその考案又は発明の実施事業をしたりこれを準備している場合には、その実施したり準備している考案又は発明及び事業目的の範囲でその実用新案権に対し通常実施権を有したり実用新案登録や特許が無効となった当該時に存在する実用新案権の専用実施権に対し通常実施権を有する。

1. 同一の考案に対する二つ以上の実用新案登録のうち、その一つの実用新案登録を無効とした場合、その無効となった実用新案登録の原実用新案権者
2. 登録実用新案と特許発明が同一で、その特許を無効とした場合、その無効となった特許の原特許権者
3. 実用新案登録を無効とし同一の考案に関して正当な権利者に実用新案登録をした場合、その無効となった実用新案登録の原実用新案権者
4. 特許を無効とし、その発明と同一の考案に関し正当な権利者に実用新案登録をした場合、その無効となった特許の原特許権者
5. 第1号から第4号までの場合において、その無効となった実用新案権又は特許権に対し無効審判請求の登録当

時に既に専用実施権や通常実施権又はその専用実施権に対する通常実施権を取得し登録を受けた者。ただし、第 28 条により準用される「特許法」第 118 条第 2 項による通常実施権を取得した者は登録を必要としない。

②第 1 項により通常実施権を有する者は実用新案権者又は専用実施権者に相当した対価を支給しなければならない。

第 27 条(デザイン権の存続期間満了後の通常実施権) ①実用新案登録出願日前又は実用新案登録出願日と同じ日に出願され登録されたデザイン権が、その実用新案権と抵触される場合そのデザイン権の存続期間が満了するときには、そのデザイン権者はそのデザイン権の範囲で、その実用新案権に対し通常実施権を有する、又はそのデザイン権の存続期間満了当時存在するその実用新案権の専用実施権に対し通常実施権を有する。

②実用新案登録出願日前又は実用新案登録出願日と同じ日に出願され登録されたデザイン権が、その実用新案権と抵触される場合、そのデザイン権の存続期間が満了されるときには次の各号のいずれかの権利を有する者は原権利の範囲で、その実用新案権に対し通常実施権を有する、又はそのデザイン権の存続期間満了当時に存在するその実用新案権の専用実施権に対し通常実施権を有する

1. そのデザイン権の存続期間満了当時に存在するそのデザイン権に対する専用実施権
2. そのデザイン権やそのデザイン権に対する専用実施権に対し「デザイン保護法」第 104 条第 1 項により効力が発生した通常実施権

③第 2 項により通常実施権を有する者は実用新案権者又は専用実施権者に相当した対価を支給しなければならない。

第 28 条(「特許法」の準用) 実用新案権に関しては「特許法」第 97 条、第 99 条、第 99 条の 2、第 100 条から第 103 条まで、第 103 条の 2、第 106 条、第 106 条の 2、第 107 条から第 111 条まで、第 111 条の 2、第 112 条から第 115 条まで、第 118 条から第 125 条まで及び第 125 条の 2 を準用する。

第 6 章 実用新案権者の保護

第 29 条(侵害とみなす行為) 登録実用新案に関する物品の生産にのみ使用する物を業として生産・譲渡・貸与又は輸入、又は業としてその物の譲渡又は貸与の申出をする行為は実用新案権又は専用実施権を侵害したものとみなす。

第 30 条(「特許法」の準用) 実用新案権者の保護に関しては「特許法」第 126 条、第 128 条、第 128 条の 2 及び第 130 条から第 132 条までの規定を準用する。

第 6 章の 2 実用新案登録取消申請

第 30 条の 2(実用新案登録取消申請) ①誰でも実用新案権の設定登録日から登録公告日後 6 ヶ月になる日までその実用新案登録が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、特許審判院長に実用新案登録取消申請をすることができる。この場合、請求範囲の請求項が二つ以上である場合には、請求項ごとに実用新案登録取消申請をすることができる。

1. 第 4 条(同条第 1 項第 1 号に該当する場合と同号に該当する考案により極めて容易に考案することができる場合は除く)に違反した場合
2. 第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合

②第 1 項にかかわらず実用新案公報に掲載された第 21 条第 3 項第 7 号による先行技術に基づいた理由では実用新

案登録取消申請をすることができない。

第 30 条の 3(「特許法」の準用) 実用新案登録取消申請の審理・決定等に関しては、「特許法」第 132 条の 3 から第 132 条の 15 までの規定を準用する。

第 7 章 審判・再審及び訴訟

第 31 条(実用新案登録の無効審判) ①利害関係人(第 5 号本文の場合には、実用新案登録を受けることができる権利を有した者のみ該当する)又は審査官は実用新案登録が次の各号のいずれかに該当する場合には無効審判を請求することができる。この場合、請求範囲の請求項が二つ以上の場合には請求項ごとに請求することができる。

1. 第 4 条、第 6 条、第 7 条第 1 項から第 3 項まで、第 8 条第 3 項第 1 号、同条第 4 項又は第 3 条により準用される「特許法」第 25 条に違反した場合
 2. 実用新案登録後、その実用新案権者が第 3 条により準用される「特許法」第 25 条により実用新案権を享受できない者になる、又はその実用新案登録が条約に違反した場合
 3. 条約に違反して実用新案登録を受けることができない場合
 4. 第 10 条第 1 項による範囲から外れた変更出願である場合
 5. 第 11 条により準用される「特許法」第 33 条第 1 項本文による実用新案登録を受けることができる権利を有していない、又は同法第 44 条に違反した場合。ただし、第 28 条により準用される「特許法」第 99 条の 2 第 2 項により移転登録された場合には除く。
 6. 第 11 条により準用される「特許法」第 33 条第 1 項ただし書により実用新案登録を受けることができない場合
 7. 第 11 条により準用される「特許法」第 47 条第 2 項前段による範囲から外れた補正である場合
 8. 第 11 条により準用される「特許法」第 52 条第 1 項による範囲から外れた分割出願である場合
- ②第 1 項による審判は実用新案権が消滅された後にも請求することができる。
- ③実用新案登録を無効とするという審決が確定された場合には、その実用新案権は始めからなかったものとみなす。ただし、第 1 項第 2 号により実用新案登録を無効にするという審決が確定された場合には実用新案権はその実用新案登録が同号に該当することになった時からなかったものとみなす。
- ④審判長は第 1 項による審判が請求された場合には、その趣旨を該当実用新案権の専用実施権者やその他に実用新案登録に関して登録をした権利を有した者に知らせなければならない。

第 31 条の 2(実用新案権の存続期間の延長登録の無効審判) ①利害関係人又は審査官は第 22 条の 5 による実用新案権の存続期間の延長登録が次の各号のいずれかに該当する場合には無効審判を請求することができる。

1. 延長登録により延長された期間が第 22 条の 2 により認められる延長の期間を超過した場合
 2. 該当実用新案権者でない者の出願に対して延長登録がされた場合
 3. 第 22 条の 3 第 3 項に違反した出願に対して延長登録がされた場合
- ②第 1 項の審判の請求に関しては第 31 条第 2 項及び第 4 項を準用する。
- ③延長登録を無効とするという審決が確定された場合には、その延長登録による存続期間の延長は始めからなかったものとみなす。ただし、延長登録が第 1 項第 1 号に該当され無効となった場合には第 22 条の 2 により認められる延長の期間を超過して延長された期間に対してのみ延長がなかったものとみなす。

第 32 条(通常実施権許諾の審判) ①実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者は該当登録実用新案が第 25 条に該当して実施の許諾を受けようとする場合には、その他人が正当な理由なく許諾しない、又はその他人の許諾を受けることができないときには自己の登録実用新案の実施に必要な範囲で通常実施権許諾の審判を請求することができる。

②第 1 項による請求がある場合に、その登録実用新案がその実用新案登録出願日前に出願された他人の登録実用新案又は特許発明と比較して相当な経済的価値がある重要な技術的進歩をもたらすものでなければ通常実施権を許諾してはならない。

③第 1 項による審判により通常実施権を許諾した者が、その通常実施権の許諾を受ける者の登録実用新案を実施する必要がある場合、その通常実施権の許諾を受けた者が実施を許諾しない、又は実施の許諾を受けることができないときには通常実施権の許諾を受けて実施しようとする登録実用新案の範囲で通常実施権許諾の審判を請求することができる。

④第 1 項及び第 3 項により通常実施権の許諾を受けた者は実用新案権者、特許権者、デザイン権者又はその専用実施権者に対価を支給しなければならない。ただし、自己が責任を負うことができない事由で支給することができない場合には、その対価を供託しなければならない。

⑤第 4 項による通常実施権者は、その対価を支給しない、又は供託をしなければ、その登録実用新案、特許発明又は登録デザインや、これと類似したデザインを実施することができない。

第 33 条(「特許法」の準用) 実用新案に関する審判・再審及び訴訟に関しては「特許法」第 132 条の 17、第 133 条の 2、第 135 条から第 137 条まで、第 139 条、第 140 条、第 140 条の 2、第 141 条から第 153 条まで、第 153 条の 2、第 154 条から第 166 条まで、第 170 条から第 172 条まで、第 176 条、第 178 条から第 188 条まで、第 188 条の 2、第 189 条から第 191 条まで及び第 191 条の 2 を準用する。

第 8 章 特許協力条約による国際出願

第 34 条(国際出願による実用新案登録出願) ①「特許協力条約」により国際出願日が認められた国際出願であって実用新案登録を受けるために大韓民国を指定国と指定した国際出願は、その国際出願日に出願された実用新案登録出願とみなす。

②第 1 項により実用新案登録出願とみなす国際出願(以下“国際実用新案登録出願”という。)に関しては第 8 条の 2、第 8 条の 3 及び第 11 条により準用される「特許法」第 54 条を適用しない。

第 34 条の 2(国際実用新案登録出願の出願書等) ①国際実用新案登録出願の国際出願日までに提出された出願書は第 8 条第 1 項により提出された実用新案登録出願書とみなす。

②国際実用新案登録出願の国際出願日までに提出された考案の説明、請求範囲及び図面は第 8 条第 2 項による実用新案登録出願書に最初に添付された明細書及び図面とみなす。

③国際実用新案登録出願に対しては次の各号の区分による要約書又は韓国語翻訳文を第 8 条第 2 項による要約書とみなす。

1. 国際実用新案登録出願の要約書を韓国語で記した場合: 国際実用新案登録出願の要約書

2. 国際実用新案登録出願の要約書を外国語で記した場合: 第 35 条第 1 項により提出された国際実用新案登録出願の要約書の韓国語翻訳文(第 35 条第 3 項本文により新しい韓国語翻訳文を提出した場合には最後に提出した国際実用新案登録出願の要約書の韓国語翻訳文をいう。)

第 35 条(国際実用新案登録出願の韓国語翻訳文) ①国際実用新案登録出願を外国語で出願した出願人は「特許協力条約」第 2 条(xi)の優先日(以下“優先日”という。)から 2 年 7 ヶ月(以下“国内書面提出期間”という。)以内に次の各号の韓国語翻訳文を特許庁長に提出しなければならない。ただし、韓国語翻訳文の提出期間を延長してほしいとする趣旨を第 41 条により準用される「特許法」第 203 条第 1 項による書面に記し国内書面提出期間満了日前 1 ヶ月からその満了日までに提出した場合(その書面を提出する前に韓国語翻訳文を提出した場合は除く)には国内書面提出期間満了日から 1 ヶ月になる日まで韓国語翻訳文を提出することができる。

1. 国際出願日までに提出された考案の説明、請求範囲及び図面(図面中の説明部分に限定する。)の韓国語翻訳文

2. 国際実用新案登録出願の要約書の韓国語翻訳文

②第 1 項にかかわらず国際実用新案登録出願を外国語で出願した出願人が「特許協力条約」第 19 条(1)により請求範囲に関する補正をした場合には国際出願日までに提出した請求範囲に対する韓国語翻訳文を補正後の請求範囲に対する韓国語翻訳文に代替して提出することができる。

③第 1 項により韓国語翻訳文を提出した出願人は国内書面提出期間(第 1 項各号以外の部分のただし書により趣旨を記した書面が提出された場合には延長された韓国語翻訳文の提出期間をいう。以下この条において同じ。)に、その韓国語翻訳文に代えて新たな韓国語翻訳文を提出することができる。ただし、出願人が出願審査の請求をした後には、この限りでない。

④第 1 項による出願人が国内書面提出期間に第 1 項による考案の説明および請求範囲の韓国語翻訳文を提出しなければ、その国際実用新案登録出願を取り下げたものとみなす。

⑤実用新案登録出願人が国内書面提出期間の満了日(国内書面提出期間に出願人が出願審査の請求をした場合には、その請求日をいい、以下“基準日”という。)までに第 1 項により考案の説明、請求範囲及び図面(図面中の説明部分に限定する。)の韓国語翻訳文(第 3 項本文により新しい韓国語翻訳文を提出した場合は最後に提出した韓国語翻訳文をいう。以下この条において“最終韓国語翻訳文”という。)を提出した場合には国際出願日までに提出した考案の説明、請求範囲及び図面(図面中の説明部分に限定する。)を最終韓国語翻訳文によって国際出願日に第 11 条により準用される「特許法」第 47 条第 1 項による補正をしたものとみなす。

⑥実用新案登録出願人は第 11 条により準用される「特許法」第 47 条第 1 項及びこの法律第 41 条により準用される「特許法」第 208 条第 1 項により補正をすることができる期間に最終韓国語翻訳文の誤った翻訳を産業通商資源部令で定める方法により訂正することができる。この場合、訂正された韓国語翻訳文に関しては第 5 項を適用しない。

⑦第 6 項前段により第 11 条で準用する「特許法」第 47 条第 1 項第 1 号又は第 2 号による期間に訂正をする場合には、最後の訂正前にした全ての訂正は、最初からなかったものと見る。

⑧第 2 項により補正後の請求範囲に対する韓国語翻訳文を提出する場合には、第 41 条により準用される「特許法」第 204 条第 1 項及び第 2 項を適用しない。

第 36 条(図面の提出) ①国際実用新案登録出願の出願人は国際出願日に提出した国際出願が図面を含んでいない場合には基準日までに図面(図面に関する簡単な説明を含む。)を特許庁長に提出しなければならない。

②特許庁長は基準日までに第1項による図面の提出がない場合には国際実用新案登録出願の出願人に期間を定めて図面の提出を命ずることができる。基準日までに第35条第1項又は第3項による図面の韓国語翻訳文の提出がない場合にもまた同じである。

③特許庁長は第2項による図面の提出命令を受けた者が、その指定された期間に図面を提出しなかった場合には、その国際実用新案登録出願を無効にすることができる。

④出願人が第1項又は第2項により図面及び図面の韓国語翻訳文を提出した場合には、その図面及び図面の韓国語翻訳文により、第11条により準用される「特許法」第47条第1項による補正をしたものとみなす。この場合「特許法」第47条第1項の補正期間は図面の提出に適用しない。

第37条(変更出願時期の制限) 「特許法」第199条第1項により国際出願日に出願された特許出願とみなす国際出願を基礎として実用新案登録出願に変更出願をする場合には、この法律第10条第1項にかかわらず「特許法」第82条第1項による手数料を支払い、同法第201条第1項による韓国語翻訳文(韓国語で出願された国際特許出願の場合は除く。)を提出した後(「特許法」第214条第4項により国際出願日と認めることができた日に出願されたものとみなす国際出願を基礎とする場合には、同項による決定があった後)にのみ変更出願をすることができる。

第38条(出願審査請求時期の制限) 国際実用新案登録出願に関しては第12条第2項にかかわらず次の各号のいずれかに該当するときにのみ出願審査の請求をすることができる。

1. 国際実用新案登録出願の出願人が出願審査の請求をしようとする場合は第35条第1項により韓国語翻訳文を提出し(韓国語で出願された国際実用新案登録出願の場合は除く。)第17条第1項による手数料を支払った後
2. 国際実用新案登録出願の出願人でない者が出願審査の請求をしようとする場合は、韓国内書面提出期間(第35条第1項各号以外の部分のただし書によって韓国語翻訳文の提出期間を延長してほしいという趣旨を記した書面が提出された場合には、延長された韓国語翻訳文の提出期間をいう。)を経過した後

第39条 削除

第40条(決定により実用新案登録出願となる国際出願) ①国際出願の出願人は「特許協力条約」第4条(1)(ii)の指定国に大韓民国を含む国際出願(実用新案登録出願のみ該当する。)が次の各号のいずれかに該当する場合、産業通商資源部令で定める期間に産業通商資源部令で定めるところにより特許庁長に同条約第25条(2)(a)による決定をしてくれることを申請することができる。

1. 「特許協力条約」第2条(xv)の受理官庁が、その国際出願に対し同条約第25条(1)(a)による拒否をした場合
2. 「特許協力条約」第2条(xv)の受理官庁が、その国際出願に対し同条約第25条(1)(a)又は(b)による宣言をした場合

3. 「特許協力条約」第2条(xix)の国際事務局が、その国際出願に対し同条約第25条(1)(a)による認定をした場合

②第1項の申請をしようとする者は、その申請時に考案の説明、請求範囲又は図面(図面中の説明部分に限定する。)、その他に産業通商資源部令で定める国際出願に関する書類の韓国語翻訳文を特許庁長に提出しなければならない。

③特許庁長は第1項の申請があれば、その申請に関する拒否・宣言又は認定が「特許協力条約」及び同条約規則により正当にされたのかに関し決定をしなければならない。

④特許庁長は第3項により、拒否・宣言又は認定が「特許協力条約」及び同条約規則により正当にされたものではないと決定をした場合には、その決定に関する国際出願は、その国際出願に対して拒否・宣言又は認定がなければ、国際出願日と認めることができた日に出願された実用新案登録出願とみなす。

⑤特許庁長は第3項による正当性可否の決定をする場合には、その決定の謄本を国際出願の出願人に送達しなければならない。

⑥第4項により実用新案登録出願とみなす国際出願に関しては第34条第2項、第34条の2、第35条第5項から第8項まで、第38条、第41条により準用される「特許法」第200条、第202条第1項・第2項及び第208条を準用する。

⑦第4項により実用新案登録出願とみなす国際出願に関する出願公開に関しては第15条により準用される「特許法」第64条第1項中“次の各号の区分による日”は“第35条第1項の優先日”とみなす。

第41条(「特許法」の準用) 国際実用新案登録出願に関しては「特許法」第192条から第198条まで、第198条の2、第200条、第202条から第208条まで及び第211条を準用する。

第9章 補則

第42条(実用新案公報) ①特許庁長は、大統領令で定めるところにより実用新案公報を発行しなければならない。

②実用新案公報は産業通商資源部令で定めるところにより電子的媒体で発行することができる。

③特許庁長は電子的媒体で実用新案公報を発行する場合には情報通信網を活用し実用新案公報の発行事実・主要目録及び公示送達に関する事項を知らせなければならない。

第43条(専門機関等の役職員に対する公務員擬制) 第15条により準用される「特許法」第58条第1項による専門機関又は第44条により準用される「特許法」第217条の2第3項による特許文書電子化機関の現役職員又は役職員であった者は、この法律第46条を適用する場合には特許庁所属職員又は職員であった者とみなす。

第44条(「特許法」の準用) 実用新案に関しては「特許法」第215条、第215条の2、第216条、第217条、第217条の2、第218条から第220条まで、第222条から第224条まで及び第224条の2から第224条の5までの規定を準用する。

第10章 罰則

第45条(侵害罪) ①実用新案権又は専用実施権を侵害した者は7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する。

②第1項の罪は告訴がなければ公訴を提起することができない。

第46条(秘密漏洩罪等) 特許庁又は特許審判院所属の現職員や職員であった者が実用新案登録出願中の考案(国際出願中の考案を含む。)に関し職務上知った秘密を漏らしたり盗用した場合には5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

第 47 条(偽証罪) ①第 33 条及び「特許法」第 157 条第 2 項により準用される「民事訴訟法」により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許審判院に対して虚偽の陳述・鑑定又は通訳をした場合には、5 年以下の懲役又は **5 千万ウォン** 以下の罰金に処する。

②第 1 項による罪を犯した者が、その事件の**実用新案登録取消申請に対する決定又は審決**が確定される前に自首した場合には、その刑を減輕又は免除することができる。

第 48 条(虚偽表示の罪) 第 44 条により準用される「特許法」第 224 条第 1 号から第 3 号までの規定に違反した者は 3 年以下の懲役又は **3 千万ウォン**以下の罰金に処する。

第 49 条(虚偽行為の罪) 虚偽やその他の不正な行為で**実用新案登録、実用新案権の存続期間の延長登録、実用新案登録取消申請に対する決定**又は審決を受けた者は 3 年以下の懲役又は **3 千万ウォン**以下の罰金に処する。

第 49 条の 2(秘密維持命令違反罪) ①韓国内外で正当な事由なく第 44 条により準用される「特許法」第 224 条の 3 第 1 項による秘密維持命令に違反した者は 5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

②第 1 項の罪は秘密維持命令を申請した者の告訴がなければ公訴を提起することができない。

第 50 条(両罰規定) 法人の代表者や法人又は個人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人又は個人の業務に関して第 45 条第 1 項、第 48 条又は第 49 条のいずれかに該当する違反行為をすると、その行為者を罰するほかに、その法人には次の各号の区分による罰金刑を、その個人には該当条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった場合にはこの限りでない。

1. 第 45 条第 1 項の場合:3 億ウォン以下の罰金
2. 第 48 条又は第 49 条の場合:6 千万ウォン以下の罰金

第 51 条(没収等) ①第 45 条第 1 項に該当する侵害行為を造成した物品又はその侵害行為から生じた物品は没収するか、被害者の請求によりその物品を被害者に交付することを宣告することができる。

②被害者は第 1 項による物品を受け取った場合には、その物品の価額を超過する損害額に対してのみ賠償を請求することができる。

第 52 条(過怠料) ①次の各号のいずれかに該当する者には 50 万ウォン以下の過怠料を賦課する。

1. 「民事訴訟法」第 299 条第 2 項及び同法第 367 条により宣誓をした者であり特許審判院に対して虚偽の陳述をした者
2. 特許審判院から証拠調査又は証拠保全に関して、書類やその他の物品の提出又は提示の命令を受けた者であり、正当な理由なくその命令に従わなかった者
3. 特許審判院から証人・鑑定人又は通訳人に召喚された者であり正当な理由なく召喚に従わない、もしくは宣誓・陳述・証言・鑑定又は通訳を拒否した者

②第 1 項による過怠料は大統領令で定めるところにより特許庁長が賦課・徴収する。

附 則

第1条(施行日) この法は2006年10月1日より施行する。但し、第5条、第7条第4項但し書、第52条の改訂規定及び付則第3条但し書の規定は、公布した日より施行する。

第2条(実用新案登録要件に関する適用例) 第4条第1項第1号、第5条第1項及び第7条第4項の改訂規定は、各々同規定の施行後最初に出願する実用新案出願より適用する。

第3条(一般的経過措置) この 法施行当時に従前の規定により提出された実用新案登録出願及び実用新案登録出願に関する審査、実用新案登録、実用新案権、審判、再審及び訴訟は、従前の規定による。但し、次の各号のいずれか1つに該当する場合には、この限りでない。

1.実用新案技術評価をするにあたっては、従前の第27条第4項で準用する「特許法」第77条第3項の規定を適用する。

2.実用新案登録異議申立 をするにあたっては、従前の第48条で準用する「特許法」第77条第3項の規定を適用する。

第4条(実用新案登録異議申立 に関する経過措置) 2007年6月30日までの 実用新案登録異議申立に関しては、従前の規定を適用する。

第5条(他の法律の改正) ①発明振興法の一部を、次の通り改正する。第2条第2号・第4号・第5号及び第14条のうち「実用新案法第20条」をそれぞれ「実用新案法第11条」とする。

②法院組織法の一部を、次の通り改正する。第28条の4第1号及び第54条の2第2項のうち「実用新案法第55条」をそれぞれ「実用新案法第33条」とする。

③技術移転促進法の一部を次の通り改正する。第15条第2項本文のうち「実用新案法第34条」を「実用新案法第20条」とする。

附 則

第1条(施行日) この法は、2007年7月1日より施行する。

第2条(実用新案登録出願等に関する適用例) 第8条、第12条第2項但書き及び第13条第4号の改正規定は、この法施行後最初に出願する実用新案登録出願から適用する。

第3条(実用新案登録無効審判手続での実用新案登録の訂正に関する適用例) 第33条で準用する「特許法」第133条の2の改正規定は、この法施行後最初に実用新案登録無効審判を請求するものから適用する。

第4条(権利範囲確認審判で説明書及び図面の補正に関する適用例) 第33条で準用する「特許法」第140条第2項第2号の改正規定は、この法施行後最初に権利範囲確認審判を請求するものから適用する。

第5条(一般的経過措置) この法の施行当、時従前の規定に従い提出された実用新案登録出願及び実用新案登録出願に対する審査・審判・再審及び訴訟は、従前の規定に従う。

付 則(政府組織法)<第8852号2008.2.29>

第1条(施行日) この法は、公布した日より施行する。〈但し書省略〉

第2条から第5条まで 省略

第6条(他の法律の改正) ①から<745>まで 省略

<746>実用新案法の一部を下記の通り改正する。

第8条第3項・第9項、第16条第2項、第17条第3項、第40条第1項・第2項及び第42条第2項のうち“産業資源部令”を各々“知識経済部令”にする。

<747>から<760>まで 省略

第7条 省略

付 則 <第 9234 号、2008.12.26>

この法は、公布した日より施行する。

附 則

①(施行日) この法は、2009 年 7 月 1 日より施行する。但し、第 4 条第 4 項、第 11 条、第 14 条第 2 項、第 40 条、第 43 条、第 46 条から第 50 条までの改正規定は、公布した日から施行する。

②(国語で出願した国際実用新案登録出願の実用新案登録の要件等に関する適用例) 第 4 条 第 4 項の改正規定は、2009 年 1 月 1 日以後最初に国語で出願する国際実用新案登録出願から適用する。

③(登録料の追加納付または補填等に関する適用例) 第 16 条の改正規定は、この法施行後最初に登録料を納付するものから適用する。

④(一般的な経過措置) この法施行 当時従前の規定により出願された実用新案登録出願に対しては、従前の規定による。

付 則<法律第 10502 号、2011.3.30>

①(施行日) この法は、2011 年 7 月 1 日から施行する。

②(実用新案登録出願等に関する適用例) 第 8 条及び第 31 条の改正規定は、この法施行後最初に出願する実用新案登録出願から適用する。

附 則<法律第 11114 号、2011.12.2>

第1条(施行日) この法は、「大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定および大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定に関する書簡交換」が発効する日から施行する。

第2条(公知等となっていない発明とみなす場合に関する適用例) 第 5 条の改正規定は、この法律の施行後の最初に出願する実用新案登録出願から適用する。

第 3 条(登録遅延による実用新案権の存続期間の延長等に関する適用例) 第 20 条において準用する「特許法」第 83 条、第 33 条において準用する「特許法」第 132 条の 3、第 139 条、第 176 条及び第 187 条と第 22 条の 2 ないし第 22 条の 6 及び第 31 条の 2 の改正規定は、この法律の施行後最初に出願する実用新案登録出願から適用する。

第 4 条(秘密保持命令等に関する適用例) 第 44 条の改正規定において準用する特許法

第 224 条の 3 ないし 5 の改正規定は、この法律の施行後最初に実用新案権または専用実施権の侵害に関する訴訟が提起されたものから適用する。

第 5 条(実用新案権取り消しの廃止による経過措置) この法の施行前に従来第 28 条において準用する特許法第 116 条の規定による実用新案権の取り消し事由が発生したことに対する実用新案権の取り消しについては、従前の規定による。

付 則<法律第 11653 号、2013.3.22>

第 1 条(施行日) この法は、2013 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条第 6 項及び第 12 条第 3 項の改正規定は、公布した日から施行する。

第 2 条(変更出願に関する適用例) 第 10 条第 6 項の改正規定は、同改正規定施行後出願した変更出願から適用する。

第 3 条(実用新案登録出願の回復に関する適用例) 第 15 条の改正規定は、この法施行後出願した実用新案登録出願から適用する。

第 4 条(実用新案登録の要件に関する経過措置) この法施行前に従前の規定によって出願した実用新案登録出願に対しては、第 4 条第 1 項第 2 号の改正規定にかかわらず従前の規定による。

付 則 <法律第 11690 号、2013.3.23> (政府組織法)

第 1 条(施行日) ①この法は、公布した日から施行する。

②省略

第 2 条から第 5 条まで 省略

第 6 条(他の法律の改正) ①から<458>まで 省略

<459> 実用新案法一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項第 1 号、同条第 9 項、第 16 条第 3 項、第 17 条第 3 項、第 22 条の 3 第 1 項第 5 号、第 40 条第 1 項各号以外の部分、同条第 2 項及び第 42 条第 2 項中 “知識経済部令”をそれぞれ “産業通商資源部令”にする。

<460>から <710>まで省略

第 7 条 省略

付 則 <法律第 11848 号、2013.5.28> (デザイン保護法)

第 1 条(施行日) この法律は 2014 年 7 月 1 日から施行する。〈ただし書省略〉

第 2 条から第 18 条まで省略

第 19 条(他の法律の改正) ①省略。

②実用新案法の一部を次のように改正する。

第 27 条第 2 項中“「デザイン保護法」第 61 条”を“「デザイン保護法」第 112 条”とする。

③省略

第 20 条まで省略

付 則 <法律第 11962 号、2013.7.30> (弁理士法)

第 1 条(施行日) この法律は公布後 6 ヶ月を経過した日から施行する。〈ただし書省略〉

第 2 条から第 9 条まで省略

第 10 条(他の法律の改正) ①省略

②実用新案法の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 号及び第 22 条の 3 第 1 項第 2 号中“特許法人”をそれぞれ“特許法人・特許法人(有限)”とする。

③から⑥まで省略

付 則 <法律第 12752 号、2014.6.11>

第 1 条(施行日) この法律は 2015 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条(電子文書で通知及び送達した書類の到達時期に関する適用例) 第 3 条の改正規定により準用される法第 12753 号特許法の一部改正法律第 28 条の 5 第 3 項の改正規定は、この法律施行後、同法第 28 条の 5 第 1 項の改正規定により通知及び送達する書類から適用する。

第 3 条(登録料未納により消滅された実用新案権の回復に関する適用例) 第 20 条の改正規定により準用される法律第 12753 号特許法の一部改正法律第 81 条の 3 第 3 項の改正規定は、同改正規定施行後に実用新案権の回復を申請するものから適用する。

第 4 条(訂正審判に関する適用例) 第 33 条により準用される法律第 12753 号特許法の一部改正法律第 136 条第 1 項ただし書及び同条第 6 項ただし書の改正規定は、この法律施行後請求される訂正審判から適用する。

第 5 条(訂正の無効審判に関する適用例) 第 33 条により準用される法律第 12753 号特許法の一部改正法律第 137 条第 1 項及び同条第 4 項の改正規定は、この法律施行後請求される訂正の無効審判から適用する。

第 6 条(審判請求人の補正に関する適用例) 第 33 条により準用される法律第 12753 号特許法の一部改正法律第 140 条第 2 項第 1 号及び第 140 条の 2 第 2 項第 1 号の改正規定は、この法律施行後に請求される審判から適用する。

第 7 条(拒絶決定不服審判のうち情報提供に関する適用例) 第 33 条により準用される法律第 12753 号特許法の一部改正法律第 170 条第 1 項前段の改正規定(同法第 63 条の 2 の改正規定を準用する部分に限る。)は附則第 8 条にかかわらず、この法律施行当時、拒絶決定不服審判が継続中である実用新案登録出願に対しても適用する。

第 8 条(一般的経過措置) この法律施行前に出願された実用新案登録出願、実用新案登録出願に対する審査及び審判に対しては従前の規定に従う。

第 9 条(実用新案登録要件等に関する経過措置) 従前の第 4 条第 3 項による他の実用新案登録出願又は特許出願がこの法律施行前に出願され他の実用新案登録出願又は特許出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された考案又は発明と同一の考案が記載された実用新案登録出願がこの法律施行後に出願された場合には第 4 条第 5 項から第 7 項までの改正規定にかかわらず従前の第 4 条第 4 項に従う。

第 10 条(請求範囲の提出猶予に関する経過措置) この法律施行前に従前の第 8 条第 5 項により実用新案登録請求範囲を記さなかった明細書を実用新案登録出願書に添付し出願した実用新案登録出願に対しては従前の規定に従う。

第 11 条(他の法令との関係) この法律施行当時、他の法令で従前の「実用新案法」の規定を引用している場合に、この法律の中でそれに該当する規定があれば従前の規定に代えてこの法律の該当規定を引用したものとみなす。

付 則 <法律第 13088 号、2015.1.28>

第 1 条(施行日) この法律は 公布後 6 ヶ月を経過した日から施行する。

第 2 条(適用例) 第 11 条の改正規定は、この法律施行後、出願した実用新案登録出願から適用する。

付 則 <法律第 14034 号、2016.2.29>

第 1 条(施行日) この法律は 公布後 1 年を経過した日から施行する。

第 2 条(韓国語翻訳文の訂正に関する適用例) 第 8 条の 3 第 7 項及び第 35 条第 7 項(第 40 条第 6 項により準用される場合を含む)の改正規定は、この法律施行以後に韓国語翻訳文を訂正する場合から適用する。

第 3 条(補正却下に関する適用例) 第 11 条により準用される法律第 14035 号特許法一部改正法律第 51 条第 1 項第 1 号の改正規定は、この法律施行以後に職権補正をする場合から適用する。

第 4 条(専門機関指定の取消等に関する適用例) 第 15 条により準用される法律第 14035 号特許法一部改正法律第 58 条の 2 第 1 項の改正規定は、この法律施行以後に専門機関の役員と職員が実用新案登録出願中の考案(国際出願中の考案を含む)に関して職務上知ようになった秘密を漏洩するか盗用した場合から適用する。

第 5 条(外国の審査結果提出命令に関する適用例) 第 15 条の改正規定により準用される法律第 14035 号特許法一部改正法律第 63 条の 3 の改正規定は、この法律施行前に出願された優先権主張を随伴した実用新案登録出願に対しても適用する。

第 6 条(職権再審査に関する適用例) 第 15 条の改正規定により準用される法律第 14035 号特許法一部改正法律第 66 条の 3 の改正規定は、この法律施行以後に実用新案登録決定する実用新案登録出願から適用する。

第 7 条(実用新案権の登録公告に関する適用例) 第 21 条第 3 この改正規定は、この法律施行以後に設定登録された実用新案権に関する登録公告から適用する。

第 8 条(実用新案権の移転請求に関する適用例) 第 28 条の改正規定により準用される法律第 14035 号特許法一部改正法律第 99 条の 2 の改正規定は、この法律施行以後に設定登録された無権利者の実用新案権から適用する。

第 9 条(清算手続きが進行中の法人の実用新案権消滅に関する適用例) 第 28 条により準用される法律第 14035 号特許法一部改正法律第 124 条第 2 項の改正規定は、この法律施行以後に清算終結登記がされた法人の実用新案権から適用する。

第 10 条(実用新案登録取消申請に関する適用例) 次の各号の改正規定は、この法律施行以後に設定登録された実用新案権から適用する。

1. 第 30 条の 2 の改正規定
2. 第 30 条の 3 の改正規定によって準用される法律第 14035 号特許法一部改正法律第 132 条の 3 から第 132 条の 15 までの改正規定

第 11 条(実用新案登録無効審判手続きにおける実用新案登録の訂正に関する適用例) ①第 33 条により準用される法律第 14035 号特許法一部改正法律第 133 条の 2 第 1 項後段の改正規定は、この法律施行当時、実用新案登録無効審判が係属中の実用新案登録の訂正に対しても適用する。

②第 33 条により準用される次の各号の改正規定は、この法律施行以後に登録実用新案の明細書又は図面に対して訂正請求をする場合から適用する。

1. 法律第 14035 号特許法一部改正法律第 133 条の 2 第 4 項前段の改正規定(同法第 136 条第 8 項ただし書きの改正規定を準用する部分に限定する)

2. 法律第 14035 号特許法一部改正法律第 133 条の 2 第 4 項後段の改正規定(同法第 133 条の 2 第 1 項に関する改正部分に限定する)

3. 法律第 14035 号特許法一部改正法律第 133 条の 2 第 5 項の改正規定

第 12 条(訂正審判請求の同意等に関する適用例) 第 33 条により準用される法律第 14035 号特許法一部改正法律第 136 条第 8 項及び第 9 項の改正規定は、この法律施行以後に請求される訂正審判から適用する。

第 13 条(訂正の無効審判に関する適用例) ①第 33 条により準用される法律第 14035 号特許法一部改正法律第 137 条第 3 項後段の改正規定は、この法律施行当時、係属中の訂正の無効審判に対しても適用する。

②第 33 条により準用される法律第 14035 号特許法一部改正法律第 137 条第 4 項の改正規定(次の各号の改正規定を準用する部分に限定する)は、この法律施行以後に登録実用新案の明細書又は図面に対し訂正請求をする場合から適用する。

1. 法律第 14035 号特許法一部改正法律第 133 条の 2 第 4 項前段の改正規定(同法第 136 条第 8 項ただし書きの改正規定を準用する部分に限定する)

2. 法律第 14035 号特許法一部改正法律第 133 条の 2 第 4 項後段の改正規定(同法第 133 条の 2 第 1 項に関する改正部分に限定する)

3. 法律第 14035 号特許法一部改正法律第 133 条の 2 第 5 項の改正規定

第 14 条(審判請求書等の却下に関する適用例) 第 33 条により準用される法律第 14035 号特許法一部改正法律第 141 条第 2 項の改正規定は、この法律施行以後に請求される審判から適用する。

第 15 条(審査規定の実用新案登録拒絶決定に対する審判への準用に関する適用例) 第 33 条により準用される法律第 14035 号特許法一部改正法律第 170 条第 1 項(同法第 47 条第 4 項に関する改正部分に限定する)の改正規定は、この法律施行当時、実用新案登録拒絶決定に対する審判が係属中の実用新案登録出願の補正に対しても適用する。

第 16 条(実用新案登録拒絶決定等に対する審判の請求期間延長請求に関する経過措置) この法律施行前に第 3 条により準用される従前の「特許法」第 15 条第 1 項本文により特許審判院長に実用新案登録拒絶決定又は実用新案権の存続期間の延長登録拒絶決定に対する審判の請求期間延長を請求した者は、第 3 条により準用される法律第 14035 号特許法一部改正法律第 15 条第 1 項本文の改正規定によって特許庁長に請求したものと見る。

第 17 条(手続きの追後補完に関する経過措置) この法律施行当時、従前の規定により手続きを追後補完することができる期間が既に経過した場合には、第 3 条により準用される法律第 14035 号特許法一部改正法律第 17 条の改正規定にかかわらず従前の規定に従う。

第 18 条(正当な権利者の実用新案登録出願日遡及に関する経過措置) この法律施行前に設定登録された無権利者の実用新案権に関しては、第 11 条により準用される法律第 14035 号特許法一部改正法律第 35 条ただし書きの改正規定にかかわらず従前の規定に従う。

付 則 <法律第 14112 号、2016.3.29> (特許法)

第 1 条(施行日) この法は公布後 3 ヶ月を経過した日から施行する。

第 2 条から第 9 条まで省略

第 10 条(他の法律の改正) 実用新案法の一部を次のように改正する。

第 30 条中“「特許法」第 126 条、第 128 条”を“「特許法」第 126 条、第 128 条、第 128 条の 2”とする。

付 則 <法律第 14690 号、2017.3.21>

この法は公布後 6 ヶ月を経過した日から施行する。